

# JR東海労ニュース

No. 948

2007年6月8日

JR東海労働組合

## 不当労働行為救済を申し立てる

会社は「主任の報告＝主任レポートを拒否しているから」と、JR東海労との基本協約の締結を拒否しています。このような会社の姿勢は全くの不当で許せません！

本部は本日、東京都労働委員会に不当労働行為の救済を申し立てました。

会社は不当労働行為をやめろ！  
基本協約を締結せよ！



### 不当労働行為救済申立書

申立人 所在地 〒143-0023  
東京都大田区山王4丁目21番地5号  
山王ハイツ101号

名称 ジェイアール東海労働組合  
代表者役職氏名 中央執行委員長 萩原 光廣  
電話 03-5743-2562  
FAX 03-5743-2570

被申立人 所在地 〒450-6101  
愛知県名古屋市中村区名駅1丁目1番4号  
JRセントラルタワーズ

名称 東海旅客鉄道株式会社  
代表者役職氏名 代表取締役社長 松本 正之  
電話 052-564-2646

労働組合法第7条1号および3号違反について労働委員会規則第32条により下記のとおり申し立てます。

